

令和4年11月7日

日本臨床耳鼻咽喉科医会会員 各位

(一社) 日本臨床耳鼻咽喉科医会 会長 福與 和正
保険医療委員会 担当副会長 野上兼一郎
保険医療委員会 担当理事 杉山貴志子

オンライン資格確認システムについて

令和5年4月よりオンライン資格確認システム（オン資）の導入が全ての保険医療機関において原則義務化となります。これに従わない場合には、療養担当規則違反として指導対象となる可能性が示唆されております（免除対象は原則として手書きレセプト容認医療機関のみです）。

オン資の導入^{*1}にあたっては、ハードウェアの構築とソフトウェアのインストール等に相当な時間を要します。本システムをまだ導入していない場合には、まずはレセコン・電子カルテ取扱事業者へのご連絡をお勧めします。

合わせて、電子処方箋も令和5年1月から運用開始予定です。電子処方箋は任意ですが、HPKI(医師資格証^{*2})による電子署名が必要であり、HPKIカード申請発行にも時間を要していますのでご注意ください。

また、令和6年秋より健康保険証（被保険者証）が廃止されマイナ保険証に統一される見込みであることから、現在、手書きレセプトを提出している保険医療機関においても、電子化環境を整備する事が求められます。実現性については時期尚早という意見もある事から、先行きはまだ不透明ですが、早めの対処をお勧めします。

医療DXの動きが加速しています。臨床耳鼻科医会としては国の指針を把握した上で、必要な情報を発信し、1人も取り残されないような体制作りを支援してまいります。

※1 オン資の導入にはポータルサイトへの登録が必要です

[オンライン資格確認・医療情報化支援基金関係 医療機関向けポータルサイト](#)

<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/>

※2 HPKI（医師資格証）は日本医師会に申請願います

[日本医師会電子認証センター 医師資格証（HPKI カード）新規お申込み](#)

<https://www.jmaca.med.or.jp/application/>

令和4年10月1日よりオン資を利用した診療に係る診療報酬点数や算定に必要な事項等が一部変更・追加となっておりますのでご注意ください。

1) 電子的保険医療情報活用加算が医療情報・システム基盤整備体制充実加算

(マイナ保険証利用時2点・非利用時4点、初診時のみ)に変更となっております。

利用時と非利用時の点数が従来と逆転しておりますのでご注意ください。

2) ポータルサイトでオンライン資格確認システム開始日を登録する必要があります。

他に加算算定のために必要な届出は特にありません。

3) 算定対象医療機関である旨の院内掲示とホームページ等への掲載が必要です。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000975090.pdf>

4) 問診票を改修し指定された項目を追加する必要があります。

初診時の標準的な問診票の項目等は下記をご参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000985121.pdf>
